は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又は、その写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Pepper chat fruit viroid*に侵されていないことが特記されていること。		
三十一　メキシコ	トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又は、その写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato planta macho viroid*に侵されていないことが特記されていること。

付表

一　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実

二　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実

別表二の二の七の項の地域の欄中「オランダ」の下に「、クロアチア」を、「ベルギー」の下に「、ポーランド、ガーナ」を加え、同項の植物の欄中「ストレプトソレン・ジェイムソニー」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー」に改め、「つるはなす」の下に「、トマト」を加え、同項を同表の二十八の項とし、同表の六の項の植物の欄中「ソラヌム・カルディオフィルム」の下に「及びトマト」を加え、同項を同表の二十七の項とし、同表の五の項の地域の欄中「フランス」の下に「、マリ」を加え、同項の植物の欄中「グロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ」に改め、「コルムネア・エリトロファエア」の下に「、トマト」を加え、同項を同表の二十六の項とし、同表の四の項の地域の欄中「ポーランド」の下に「、リトアニア、カナリア諸島」を加え、同項の植物の欄中「あらげしゆんぎく」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく」に改め、「ディプロタクシス・エルコイデス」の下に「、トマト」を、「バッシア・スコパリア」の下に「、ばれいしよ」を、「ひろはひるがお」の下に「、ペピーノ」を加え、「、リコペルシコン・ピンピネリフォリウム」を削り、同項を同表の二十五の項とし、同表の三の項の地域の欄中「（香港を除く。以下この表において同じ。）」を削り、「ギリシャ」の下に「、クロアチア」を、「ベルギー」の下に「、ポーランド、マルタ」を、「エジプト」の下に「、ガーナ」を、「チリ」の下に「、ドミニカ共和国」を、「ベルー」の下に「、オーストラリア」を加え、同項の植物の欄中「ペチュニア属植物の種子」を「とうがらし、トマト、ばれいしよ及びペチュニア属植物の種子」に改め、「とうがらし」の下に「、トマト、ばれいしよ」を加え、同項を同表の二十四の項とし、同表の二の項の地域の欄中「（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）」を削り、同項の植物の欄中「とさみずき」の下に「、ノトリトカルプス・デンシフロルス」を加え、同項を同表の十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八　イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、ロシア	ゼルコウァ・カルピニフォリア及びにれ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）及び木材
	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又は、その写しには、*Ophiostoma novo-ulmi* subsp. *novo-ulmi*に侵されていないことが特記されていること。
十九　インド、インドネシア、タイ、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム	きゅうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの種子であつて栽培の用に供するもの
	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又は、その写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。 二　核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。